

吉野川市水害に強いまちづくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、台風、集中豪雨等による浸水被害が発生し、又はそのおそれがある地域について、浸水被害から市民の生命、身体又は財産を保護するため、浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、浸水への対応に関し必要な施策を講じるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第3条 市民及び事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、地域の浸水に対する安全確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、国、県及び市が実施する浸水対策に関する施策に協力するものとする。

（浸水危険区域の指定）

第4条 市長は、出水による甚大な災害の発生が予測される区域を浸水危険区域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により浸水危険区域を指定しようとするときは、その旨を告示しなければならない。浸水危険区域の指定を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（開発の許可）

第5条 浸水危険区域内において開発行為その他の規則で定める行為（以下「開発行為等」という。）を行おうとする者は、開発行為等の施行に伴う浸水被害を防止するために必要な措置（次条において「減災措置」という。）を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第6条 市長は、前条の許可の申請があったときは、その開発行為等の計画が、規則で定める技術的基準に従い減災措置を講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第7条 市長は、第5条の許可に、開発行為等の施行に伴う浸水被害を防止するために必要な条件を付することができる

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は開発行為等の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、第5条の許可を受けたとき。

(2) 前条の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(指導、勧告及び命令)

第9条 市長は、第5条の許可を受けずに開発行為等に着手した者その他この条例の規定に従わなかった者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、勧告し又は命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。